

2. 自然と人間が共生する「多様な自然環境の保全と生物多様性の確保」

(視点)

伊勢湾及び伊勢湾流域における原生的な自然から身近な二次的自然は、私たちが生きるために必要な物質的な恵みを与えてくれるだけではなく、精神的な安らぎと明日への活力を与えてくれます。また、地域の特性に応じて育まれてきた生態系は、自然に生かされている人間の生存基盤ともなっています。

一方で、多様な自然環境や多様な生物の有する浄化機能によって、人間活動に起因する様々な汚濁物質が浄化されています。その意味で、私たちの身の回りの自然や生物に異常が見られれば、その先の伊勢湾においても何らかの異変が起きているということが言えます。私たちの活動が、自然環境や生態系の微妙な均衡を損なうことなく、将来にわたってより豊かな恵みを享受できるように共生していく必要があります。

このため、伊勢湾における生物多様性の実態把握を着実に進め、地域の特性に応じて形成された多様な生物の生息域の積極的な保全を推進するとともに、改変された生息域を新たな科学的知見を活用してその再生に向けた取組みを推進します。また、海と流域とを「ひとつの系」として捉え、海から流域に至る自然環境、生物生息域の連続性、ネットワーク化等を図ります。

(海域・沿岸域における取組みの方向)

○多様な沿岸域環境の保全・創造

かつての伊勢湾沿岸域には、白砂青松と形容される美しい砂浜、水鳥が餌をついぱむ河口汽水域、干潟が存在しましたが、今では、こうした自然環境を都市近郊ではなかなか見ることができないようになってきました。このような自然環境は、私たちに精神的な安らぎと活力を与え、生物にとっての生息域（ビオトープ）ともなり、ひいては汚濁吸収、水質浄化の場ともなっています。

このため、河口汽水域、砂浜、干潟、藻場等の固有の地理的特性と生態系を有する地域に関してその自然環境と生態系の保全を推進します。また、人工海岸や半自然海岸においても新たな工学的手法の検討・採用を図り、自然環境との調和に努めます。

(取組み例)

河口汽水域、砂浜、干潟、藻場等の適正な保全

- 砂浜・松林等の保全・創造（再掲）
- 河口汽水域・干潟・藻場・なぎさの保全（再掲）
- 自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大

人工海岸での自然環境との調和

- 新たな工学的手法の検討・採用

○生物の多様性の確保

伊勢湾のある地域において、生態系内に存在している種の数が、絶滅や別の地域からの移入によって変化すると、その生態系の汚濁吸収力や水質浄化機能などが変化し、ひいては環境悪化につながると言われています。また、絶滅の危機に瀕しているような貴重・希少な生物を保護することは、これらの生物の存在を次世代に伝えていくためにも重要であると考えます。

このため、伊勢湾沿岸域において、多様な生物が生息できる場の保全・創造を図るとともに、貴重・希少な生物の保護に努め、これらの取組みの積み重ねによって生態系の多様性が確保されるように努めます。

(取組み例)

多様な生物の生息域の保全・創造

- 繼続的な生物生息調査の実施
- 移入種による生態系影響調査の実施
- 砂浜・松林・魚つき林・海浜植生等の保全・創造（再掲）
- 干潟・藻場の保全・創出（再掲）
- ピオトープのネットワーク化

貴重・希少な生物の保護

- 天然記念物指定による生物の保護
- 希少な生物の保護と生息域の公有地化
- その生態が海と密接に関わり合っている鳥獣の保護・管理

○総合的な土砂管理

伊勢湾の海岸及び底質を形成している土砂は、それが堆積することで多様な生物の生息の場となっているだけでなく、好気性バクテリア等の付着により水質浄化機能が向上したり、白砂青松の海岸美に不可欠なものです。しかし、土砂は常に潮流、波浪の影響を受けて不安定な状態にあり、一部の海岸では侵食が進んでいます。

このため、砂浜、河口部などにおける土砂の安定化を図ります。

(取組み例)

土砂の安定化

- 砂浜、浅場の安定的な維持
- 河口部に堆積する土砂の管理

(流域における取組みの方向)

○多様な自然環境の保全・創造

伊勢湾の沿岸域を中心に都市的利用が展開されてきましたが、以前の伊勢湾流域には、緑豊かな田園、適度に人間の手が加えられた里山、奥深い原生林などが存在していました。これら多様な自然環境の持つ浄化機能によって、人間活動に起因する汚濁物質が浄化されてきました。

このため、伊勢湾流域の優れた自然環境の保全を推進するとともに、雑木林、人工林、農地等の二次的自然の保全、維持、ひいては都市部での身近な自然環境の創造を進め、伊勢湾流域全体の自然の浄化能力を高めます。

(取組み例)

優れた自然の保全

- 生物圏保護地域の保全
- 原生的自然の厳正保全
- 自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大（再掲）
- 公有地化の推進

雑木林・人工林・農地等の二次的自然の保全

- 人工林の適正な保全・育成
- 里山の適正管理
- 農地の適正管理

- 農業用水路等での浄化機能の向上（再掲）

- 河川・溪流・湖沼の環境の保全・再生

都市部での身近な自然環境の保全・創造

- 都市緑地、港湾緑地の整備

- 道路緑化の推進

- 都市河川、都市排水路等での浄化機能の向上（再掲）

○生物の多様性の確保

伊勢湾流域において、生物の多様性を確保するためには多様な自然環境の確保が不可欠であると考えられます。逆に、生物の多様性は多様な自然環境が確保されているかを判断する目安ともいえます。また、ダムや灌漑施設が生物の行き来への障害となるなど生態系への悪影響が懸念されています。

そのため、生物の多様性の確保を通じて、流域の自然環境の保全・創造、ひいては流域の自然浄化能力の向上を図ります。

（取組み例）

貴重・希少な生物の保護

- 天然記念物指定による生物の保護
- 希少な生物の保護と生息域の公有地化
- 鳥獣の保護・管理

生態系の多様性の確保

- 主要な生態系・自然生息域の保護
- 移入種による影響対策の推進
- 河川等における魚道等の確保
- 多自然型川づくりの推進
- ビオトープの整備・ネットワーク化

(参考：取組みの主体)

取組みの内容に対して、誰が（主体）していくべきかについてその例を下表に示します。

区分	大項目	中項目	小項目	主体		
				住	事	行
海域・沿岸域	多様な沿岸域環境の保全・創造	河口汽水域、砂浜、干潟、藻場等の適正な保全	砂浜・松林等の保全・創造	○	○	○
			河口汽水域、干潟・藻場・なぎさの保全	○	○	○
			自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大			○
		人工海岸での自然環境との調和	新たな工学的手法の検討・採用		○	○
	生物の多様性の確保	多様な生物の生息域の保全・創造	継続的な生物生息調査の実施	○	○	○
			移入種による生態系影響調査の実施	○	○	○
			砂浜・松林・魚つき林・海浜植生等の保全・創造	○	○	○
			干潟・藻場の保全・創造	○	○	○
			ビオトープのネットワーク化	○	○	○
		貴重・希少な生物の保護	天然記念物指定による生物の保護			○
			希少な生物の保護と生息域の公有地化	○	○	○
			その生態が海と密接に関わり合っている鳥獣の保護・管理	○	○	○
流域	総合的な土砂管理	土壌の安定化	砂浜、浅場の安定的な維持			○
			河口部に堆積する土砂の管理			○
	多様な自然環境の保全・創造	優れた自然の保全	生物圏保護地域の保全			○
			原生的自然の厳正保全			○
			自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大			○
			公有地化の推進			○
		雑木林・人工林・農地等の二次的自然の保全	人工林の適正な保全・育成	○	○	○
			里山の適正管理	○	○	○
			農地の適正管理	○	○	○
			農業用水路等での浄化機能の向上	○	○	○
			河川・溪流・湖沼の環境の保全・再生	○	○	○
		都市部での身近な自然環境の保全・創造	都市緑地、港湾緑地の整備			○
			道路緑化の推進			○
			都市河川、都市排水路等での浄化機能の向上			○
	生物の多様性の確保	貴重・希少な生物の保護	天然記念物指定による生物の保護			○
			希少な生物の保護と生息域の公有地化	○	○	○
			鳥獣の保護・管理	○	○	○
		生態系の多様性の確保	主要な生態系・自然生息域の保護	○	○	○
			移入種による影響対策の推進	○	○	○
			河川等における魚道等の確保			○
			多自然型川づくりの推進			○
			ビオトープの整備・ネットワーク化	○	○	○

注：上表の「住」「事」「行」の欄の○印は、伊勢湾再生に關係すると考えられる主体を①住民、②事業者、③行政という3分類に区分し、主に取組むべき「主体」を示す。